

事業主様
事務担当者様

神奈川県鉄工業健康保険組合

業務課からのお知らせ(重要)

1. 「資格確認書」の交付について

令和7年12月1日付で、現行の保険証(カード)が完全廃止となることに伴い、医療機関を受診する際には、原則マイナ保険証を利用することとなり、マイナ保険証を利用できない方は、受診時に「資格確認書」の提示が必要となります。

令和7年9月10日付「業務課からのお知らせ(重要)」及び令和7年9月12日付、ホームページ掲載「業務課からのお知らせ【資格確認書の一括交付、被扶養者の認定について】」にてお知らせしましたとおり、有効なマイナ保険証をお持ちでない方を対象に「資格確認書」(A4サイズ・複製防止用紙)を下記のとおり交付いたします。

今後のスケジュール及び医療機関の受診方法につきましては、「保険証廃止に関するスケジュールについて」「令和7年12月2日以降の医療機関の受診方法」を改めて作成しましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、ご不明な点がございましたら、健康保険組合業務課(044-233-5538)までご連絡ください。

(1)交付対象者

- ①令和7年10月8日(水)時点で、下表C～Gに該当している方
- ②令和7年10月9日(木)～令和7年11月交付日時点で、下表C～Gに該当している方

A	マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
B	ベビーシッターや介護者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証等での受診が困難な高齢者や障害者をいう。）等に同行して資格確認を補助する必要がある者
C	マイナンバーカードを取得していない者
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
G	マイナンバーカードの返納者

C～Gの者については、保険者（健康保険組合）による職権交付をすることとされており、今回の対象となります。

※A、Bの者については、申請が必要となります。

→ [健康保険資格確認書（再）交付申請書.xlsx](#)

(2)交付方法

- ①委託業者から対象者分【被扶養者含む】の「資格確認書」を事業所へ発送します。
 - ②健康保険組合から対象者分【被扶養者含む】の「資格確認書」を事業所へ発送します。
- ※お手元に届きました「資格確認書」の記載内容に相違がある場合は、健康保険組合業務課までご連絡ください。

(3)交付時期

令和7年11月17日(月)発送

(4)有効期限

令和7年12月2日以降に交付する「資格確認書」の有効期限につきましては、次の2つの取扱いとなります。

◆【通常交付】有効期限:令和10年12月1日(金)

○「資格確認書(再)交付申請書」の理由が次の場合

- B. ベビーシッターや介護者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方

○健康保険組合による職権交付対象者の方

C~Gに該当している、マイナ保険証の利用ができない方

◆【短期交付】有効期限:書類受理日の翌月から3ヶ月後の月末

(例)令和7年12月10日書類受理 ⇒ 有効期限:令和8年3月31日

○「資格取得届」「被扶養者(異動)届」の発行要否欄に☑がある方への交付

※書類送付から職権交付までの間に医療機関等受診予定がある方のみ☑してください。

○「資格確認書(再)交付申請書」の理由が次の場合

- A. マイナンバーカードを紛失した・更新中の方

※マイナ保険証が使用できる方につきましては、短期交付の有効期限後は「資格確認書」の交付はしません。

2. 現行の保険証（カード）の回収について

令和7年12月2日以降在籍者で、現行の保険証(カード)をお持ちの方につきましては、回収は不要となりますので、はさみ等で裁断して各自廃棄してください。

ただし、令和7年12月2日までに資格喪失、または扶養削除となった方につきましては、回収は必要となります。

3. 「資格確認書」の回収及び今後の取扱いについて

在籍中に有効期限を迎えた「資格確認書」については回収不要となります。

ただし、有効期限内に資格喪失、または扶養削除となった方につきましては、回収は必要となります。

なお、「資格確認書」交付後にマイナ保険証の利用登録をし、「資格確認書」が不要となった方から事業所担当者様へ返却があった場合には、お手数ですが、健康保険組合までご送付ください。

※現行の保険証、または「資格確認書」の回収が必要な方で、回収できない場合には「回収不能届」をご提出ください。

4. 高齢受給者の負担割合の記載について

令和7年12月2日以降に交付する「資格確認書」(A4)及び「資格情報のお知らせ」(A4)につきましては、高齢受給者の負担割合を記載するように変更し、「高齢受給者証」(はがき)の交付を廃止することとなります。

70歳以上 75歳未満の高齢受給者に該当している方につきましては、後日、負担割合を記載した「資格情報のお知らせ」(A4)を交付いたします。

なお、交付時期につきましては、改めてお知らせいたします。